

令和7年度 広島市介護サービス事業者集団指導

社会福祉施設における労働災害防止



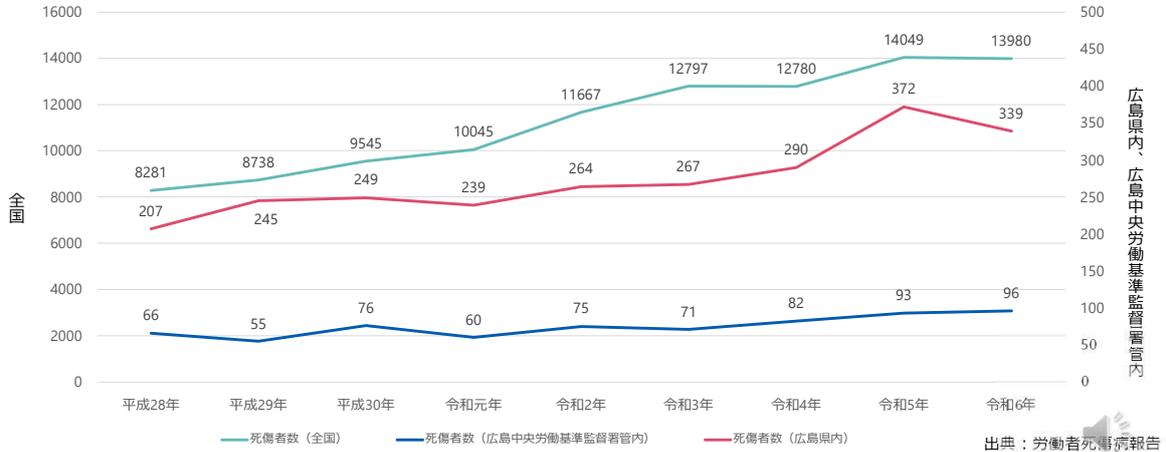
広島中央労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

社会福祉施設における労働災害発生状況

社会福祉施設における労働災害の発生状況

休業4日以上の死傷者数の推移（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く（次ページ以降も同じ））



注「社会福祉施設」には、介護事業や訪問介護等の在宅サービス事業も含む。（次ページ以降も同じ）

広島中央労働基準監督署の管轄区域は 広島市中区、西区、東区、南区、安芸区、東広島市（安芸津町、河内町、福富町、豊栄町、黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬松が丘を除く）、安芸郡

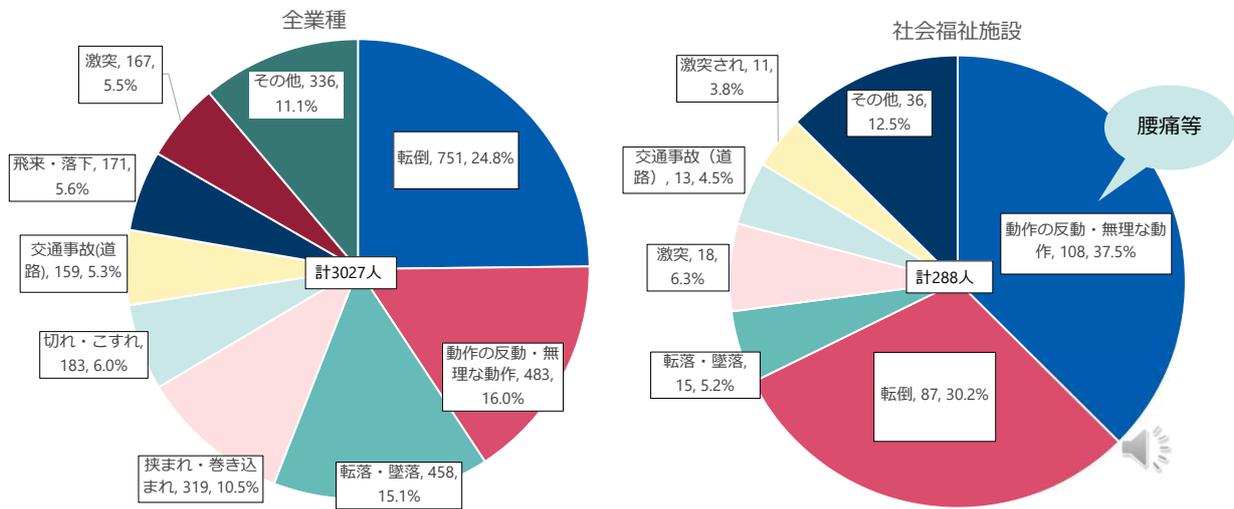
社会福祉施設における労働災害の発生状況

死傷年千人率※の推移（全国）



社会福祉施設における労働災害の発生状況

令和6年事故の型別労働災害発生状況（広島県内・コロナ感染者を除く）



出典：労働者死傷病報告

5

社会福祉施設における労働災害防止の取組

介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません。

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（33%）**
 - 転倒や怪我等しにくい身体づくりのため運動フロアマットの導入（★）
 - 走らせない、動かさない仕組みづくり
- 道路の段差につまずいて転倒（15%）**
 - 事業場内の道路の段差の解消（★）、「見える化」
 - 送迎先、訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- 設備、家具などに足を引っかけて転倒（12%）**
 - 設備、家具等の角の「見える化」
- 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒（8%）**
 - 介助の周辺動作のときも厳重に注意
 - 介助のあとには一呼吸置いてからの作業へ
- 作業場や道路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒（7%）**
 - 適切な道路の設定
 - 夜間駐車場の車止めの「見える化」
- コートなどにつまずいて転倒（5%）**
 - 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した道路等で滑って転倒（24%）**
 - 従業員用道路の除雪・融雪、凍結しやすい箇所には防滑マットを設置する（★）
- 浴室等の水場で滑って転倒（23%）**
 - 防滑靴の導入、履料している場合は換革し直す（★）
 - 滑りにくい靴等を準備させる
 - 浴室清掃後床面を乾かし、浴室設置時の排水を行う
- こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒（21%）**
 - 床、床下、廊下などこぼれていることのない状態を維持する（清掃中工場の立ち入り禁止、清掃中配管の漏れを速に確認してからの開始）
- 雨で濡れた道路等で滑って転倒（11%）**
 - 雨天時に濡りやすい車道の現場作業を避ける
 - 濡れた道路等の濡れた歩道の転倒防止の注意喚起

（★）については、高年労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます。中小企業事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスを受けることができます。

転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移

社会福祉施設における転倒災害の態様

- 骨折（約70%）
- 打撲
- じん帯損傷
- 捻挫
- 外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷届出による休業日数）

44日

介護の現場における転倒災害の発生時点

転倒災害が起きているのは、稼働のときだけではなく、休憩のときにも発生しています。

転倒時の類型

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります。→「転倒の予防 体力チェック」「ロコモチェック」をご覧ください。
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します。→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受けさせましょう。
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも、転倒事故の起こりやすい箇所は？（内閣府ウェブサイト）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

リーフレット掲載HP
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html#leaflet>

広島県 介護施設 SAFE協議会 スタート

～広島県で働くすべての方の健康と安全のために～

この協議会は、広島県内のリーディングカンパニー、業界団体、災害防止団体、行政機関を構成員として、各業界における労働災害防止に関する情報共有、好事例の水平展開、啓発活動などを通じて、労働災害の減少を図ることを目的としています。

問い合わせ先（事務局） 広島労働局 労働基準部 健康安全課 電話 082-221-9243 (RS)

広島県 介護施設 SAFE協議会ってなに！？

そもそもSAFEとは？

従業員の幸せのための安全アクションを推進する活動体の名称です。
Safer Action For Employees = SAFE
 (セーフ アクション フォー エンployees)

本事業の背景/目的

近年、労働災害、特に、日常生活でも発生し得る転倒や腰痛などの災害が増加しています。背景として、産業構造の変化、成長産業における人手不足、働き方の多様化、顧客第一の文化、従業員の安全を守る視点の欠如、対策に取り組むメリットが見えないなど様々な問題があり、これまでの取組だけではこれらの災害を減少させることが難しくなっています。働く人だけでなく、家族、事業者、地域のすべての人の幸せのために、労働災害を改めて社会問題としてとらえ、顧客も含めたステークホルダー（事業の関係者）全員で解決を考え、取り組んで行くため、厚生労働省が立ち上げた活動体であり、全国の都道府県でも順次展開されています。

広島県介護施設SAFE協議会とは？

協議会の目的

令和4年10月に広島県介護施設SAFE協議会を立ち上げ、同月11日に第1回となる協議会を開催しました。

この協議会は、広島県内の介護施設で働く人やその家族、事業者、地域のすべての人の幸せのために、労働災害を減少させるべく、様々な立場から今ある問題点や解決に向けた取組などを協議していくものです。

また、協議会で収集した情報や検討内容については、広島県内全域で水平展開を図っていただくため、関係者に広く周知を図っていきます。

協議会メンバー

企業：社会福祉法人三穂会/社会福祉法人IGL学園福祉会/社会福祉法人広島県同朋福祉財団

業界団体：広島県老人福祉施設連盟/公益社団法人広島市老人福祉施設連盟/広島県老人保健施設協議会/一般社団法人広島県介護福祉士会

民間団体等：公益財団法人介護労働安定センター-広島支部/中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンター

行政機関：広島県健康福祉局医療介護課/広島労働局労働基準部健康安全課（隔年）

主な活動内容

- メンバーの取組に関する情報交換
- 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- メンバー間の相互視察
- 行動災害防止に関する啓発資料の作成など

表彰(アワード)制度について

アワードへの応募

厚生労働省が行うもので、安全衛生活動に関して、SAFEコンソーシアムの加盟メンバーから、労働者の健康や安全の確保のための取組事例を募り、優良と認められた企業、団体、事業者等を顕彰する制度です。

SAFEコンソーシアムについて、詳しくは最終版をご覧ください。

広島県 SAFE協議会 特設ページ
https://jsite.mhlw.go.jp/hiros-hima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/roudoukijun_keiyaku_00001.html



• S A F Eコンソーシアムとは

増加傾向にある労働災害（特に、日常生活でも発生しうる転倒や腰痛などの災害）の問題を自分ごととしてとらえ、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図っていくため、趣旨に賛同した企業、団体がコンソーシアムを構成し労働災害問題の協議や、加盟者間の取組の共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートしていきます。加盟は無料です。

S A F Eコンソーシアムポータルサイト →
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



• 広島県内のSAFEコンソーシアムの加盟メンバーは、令和8年1月末時点で31事業者です。

• 災害防止対策の参考になる、SAFEアワード取組事例がSAFEコンソーシアムのポータルサイトに多数掲載されています。



社会福祉施設における労働災害防止コンテンツ

• 職場3分エクササイズ

https://www.youtube.com/watch?v=8sQw_Ybq7r4



• いきいき健康体操

<https://www.youtube.com/watch?v=9jCi6oXS8IY&t=77s>



• アクティブ体操（J F E）

part I

<https://www.youtube.com/watch?v=KPxt7vyQ6Zo>



Part II

<https://www.youtube.com/watch?v=LEr6r1Mxgu8>



社会福祉施設における労働災害防止コンテンツ

- エイジフレンドリー補助金
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

令和7年度は終了



- 中小規模事業場安全衛生サポート事業（無料）
<https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html>

- ①事業場や各施設の方が集まる機会での教育や講演
- ②個別の事業場や施設に専門家を派遣しての安全チェック



- 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202106/2.html>



- 転びの予防体力チェック
<https://www.jisha.or.jp/order2023/korobi/>



事業者の皆さまへ（転倒災害防止のご案内）

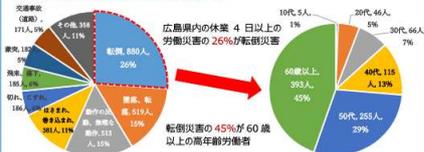
転倒災害のない職場 HIROSHIMA プラン

～ 広島県 14 次労働災害防止推進計画に基づく転倒災害防止対策実施要綱 ～

1 趣旨目的

広島県においては、近年、転倒による労働災害（以下「転倒災害」といいます。）が増加傾向にあり、令和5年は、休業4日以上の労働災害の概ね4分の1を占めるに至っています。また、転倒災害の45%が60歳以上の高齢労働者によるものとなっています。このような状況を踏まえ、転倒災害の増加に歯止めをかけ、更に減少に転じさせることを目的として本要綱（プラン）を定めるものです。

広島県内の労働災害発生状況（令和5年）



2 実施期間

本要綱の施行日（令和6年(2024年)3月29日）から令和10年(2028年)3月31日まで

3 目標

- (1) 転倒災害防止対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とすること。
- (2) 上記2の実施期間中の1年間に発生する転倒災害による休業4日以上死亡者数（確定値）を令和9年までの間に減少に転じさせること。

4 実施内容

- (1) 実施体制等
事業者は、転倒災害を防止する取組を推進する責任者を指名してください。なお、労働者に対して転倒災害を防止する取組を推進する旨の基本方針を表明しておくことが望まれます。

- (2) 転倒災害を防止する対策
ア ハード面の対策



- イ ソフト面の対策

(ア) ストレッチ体操等の体操・運動の実施

【例】FEスチール株式会社「アクティブ体操 Part II」

(イ) 体力測定等による転倒リスクの判定

【例】中央労働災害防止協会「転びの予防 体力チェック」

- (3) 安全衛生教育

厚生労働省 HP

「転倒予防・腰痛予防の取組」

HP「職場のあんぜんサイト」

「転倒災害防止対策の推進について」

(4) 健康管理

労働安全衛生法に基づく各種健康診断を実施するとともに、医師の意見を踏まえて診断結果に基づき事後措置を適正に実施すること。

また、協会けんぽ広島支部の労働者への特定保健指導の実施等に協力すること。

(5) 外部資源等の活用

● 中災防 中国四国安全衛生サービスセンター「中小規模事業場安全衛生サポート事業」

● 広島県 広島県労働安全衛生センター「転倒・腰痛防止対策」

● エイジフレンドリー補助金の活用

● 転倒・腰痛防止対策の推進について

リーフレット掲載HP

<https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/doc/N74540B96886E04f61a974438d76e4678f96cb9d4bf674235b6a965427e8deb53ace430c9a18b>

